

代理店研修会資料

SOMPOひまわり生命 コンプライアンス部

**募集人の安易な「告知不要！」との案内から
不祥事件「告知取扱不十分」が発生しました！！**

注！意

■不祥事件の事例■

【発覚の端緒】

保険金サービス部から告知義務違反により「解除通知文」を送付したところ、被保険者からの申し出により発覚。

【確認された事実】

募集人は、被保険者から「病院での受診歴」を聞いていた。

募集人の認識：「検査で受診しているが、3～5年くらい前から症状は落ち着いており、7日間以上の診察はない。」と言われた。そのため、「告知不要」と案内した。

⇒あきらかに誤った判断であり、募集人には重大な過失があつたと言わざるを得ません。

「告知取扱不十分」の発生原因



◆募集人の告知取扱に関する認識・確認不足、受診内容の詳細深堀り不足

※募集人は「7日以上の受診」に関して初診から終診との認識がなかった。

※告知期間内（3年～5年くらい前）の受診の申出に対し、詳細確認を怠ってしまった。

- ・「告知書」「告知サポート資料」を良く読みましたか？
(説明しましたか？)
- ・告知書記載に必要な受診等の詳細を確認しましたか？
(質問応答義務)



被保険者には告知書の必要記載事項について、
「漏らさず」「ありのまま」「正確に」
告知していただかなければなりません。

最近3か月以内に医師にみてもらったが特に何も言われなかった・・・
⇒被保険者の病識の有無は関係ありません！！

病院に行ったのは4回なので「7日間以上」には該当しないのでは・・・
⇒初診から終診までの期間です！ 受診した実日数ではありません！！

◆万一違反したら◆

■不祥事件【告知取扱不十分】の場合

◆募集人標準処分：注意処分

◆代理店標準処分：募集手数料削減支払5%1か月